

第6次相生市総合計画（案）に対する意見の募集について

「第6次相生市総合計画（案）」を作成いたしました。

については、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この（案）に対する市民の皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきました意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をしたときは修正内容と理由をあわせて公表いたします。

作成の趣旨、目的及び背景

総合計画とは、将来のまちづくりの基本理念や将来像、その将来像を実現するためのまちづくり目標、その目標を実現するための施策などを示すもので、自治体が行っている様々な事業や行事、都市基盤整備などは、この総合計画を基に実施しています。

本市では、平成22年度に第5次総合計画の策定を行い、総合計画に基づきまちづくりを行って参りました。令和2年度で目標年度を迎えるにあたり、令和3年度からの第6次相生市総合計画の基本構想（案）、基本計画（案）及び第2次相生市地域創生総合戦略（案）がまとまりましたので、これを公表し、皆様からのご意見等をお伺いするパブリックコメントを実施します。

なお、当該計画（案）は一般公募、各種団体から推薦による委員からなる相生市総合計画等審議会及び庁内の検討チームが策定した素案をもとにし、庁内会議等で検討してきたものです。

計 画

第6次相生市総合計画（案） 全文

第1部 総論（案）

第2部 基本構想（案）

第3部 基本計画（案）

基本計画 体系図

第1章 未来を担う人と文化を育むまち（案）

第2章 安心して暮らせる、強くしなやかなまち（案）

第3章 健やかな暮らしを守り支え合うまち（案）

第4章 心地よい生活環境が保たれたまち（案）

第5章 暮らしを支える都市機能の整ったまち（案）

第6章 まちづくりを進める土台を強化する（案）

第4部 第2次相生市地域創生総合戦略（案）

第1章 戦略目標（案）

第2章 戦略目標別施策（案）

意見の提出期間

令和 2 年 7 月 8 日（水）から令和 2 年 7 月 30 日（木）
郵送の場合は提出期間内に必着

ご意見を提出できる方

- （１）相生市に住所がある方
- （２）相生市に事務所又は事業所がある方
- （３）相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- （４）相生市内の学校に在学する方
- （５）相生市に納税義務がある方
- （６）この計画に利害関係がある方

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。（様式は自由）

氏名及び住所の記載のない場合は受付をいたしませんので、必ず氏名及び住所を忘れずに明記してください。

- （１） 郵便 〒 6 7 8 - 8 5 8 5
 相生市旭一丁目 1 番 3 号
 相生市 企画総務部 企画広報課
- （２） ファクシミリ 0 7 9 1 - 2 2 - 6 4 3 9
- （３） 電子メール kikaku@city.aioi.lg.jp

案の入手方法

市ホームページ、市の公文書公開コーナー及び企画広報課で閲覧することができます。

そ の 他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。

お寄せいただいたご意見に対し直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

〒 6 7 8 - 8 5 8 5 相生市旭一丁目 1 番 3 号
 相生市役所 企画総務部 企画広報課
 電話 0 7 9 1 - 2 3 - 7 1 2 4